

# 笠岡市防災基本条例が制定されました

今、この瞬間に「災害」が発生した場合でも、

## 自分や家族 地域を守るために…

阪神・淡路大震災、広島(土砂)災害、新潟中越地震、兵庫県豊岡市ゲリラ豪雨、東日本大震災…  
温かな瀬戸内海気候に恵まれたこの笠岡市で、ここまでの自然災害は無縁だと考えていませんか？

「災害」は、いつも忘れたころにやってきます。そして、財産などだけではなく、時には「命」を奪うことさえあります。そんな「もしも…」を想定して、あなたは何かを備えていますか？

### 「災害に立ち向かう」

大災害が発生したとき、交通の遮断、多発する事故や火災、情報網の途絶などの事情から、消防や警察などの防災機関が十分に対応できません。そんなとき力を発揮するのが、地域に密着した防災組織・体制です。

平成7年に発生した「阪神・淡路大震災」において、多くの命を救ったのは、自衛隊(国)でも警察(県)でも消防(市)でもありません。実は、その大多数(約7割)の方が家族や親族、そして近所の方々によって救出、救助されたのです。

近い将来、大災害発生も危ぶまれている今、本条例制定を「災害に立ち向かう都市へ転身を遂げる決意表明」とし、被害を最小限にとどめる「減災」を合言葉に、市構成員それぞれの責務を明らかにし、お互いに手を取り合って、「災害に強い、安全で安心なまち、笠岡」を未来へ築きましょう。

防災はみんなが主役！

「自らの安全を自らで守る」

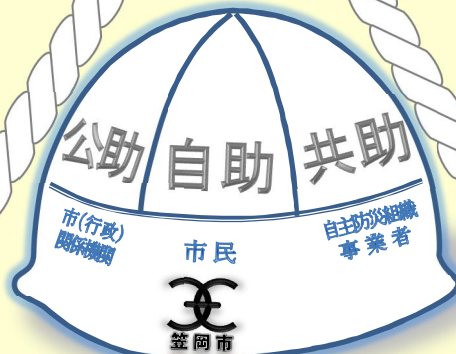
# 自助

それぞれで、そして協働で

市民  
自主防災組織  
事業者

市(行政)

関係機関等  
公共機関・消防団・婦人防火クラブなど



「地域で、お互いに助け合う」

# 共助

全市民が  
一丸となって取組む

「市などが、市民を保護する」

# 公助

げんさい  
減災って？

災害の発生を予測するのは大変難しく、これを未然に防ぐことは不可能です。しかし、事前に対策を講じていれば、被害は確実に軽減できます。この考え方は「減災」(げんさい)と呼ばれ、近年の大災害を受けて、各地でこの取り組みが進められています。

## ●基本理念●

(第3条)



市民、自主防災組織、事業者、市、関係機関等は、次に掲げる理念に基づき、その責務を果たすとともに相互に連携し、協働して災害対策を実施するものとする。

- (1) 市民が自らの安全を自らで守る「自助」の理念
- (2) 市民、自主防災組織、事業者等が地域において互いに助け合う「共助」の理念
- (3) 市、関係機関等が、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する「公助」の理念

### じじょ 自助 … 「自らの安全を自らで守る」



災害による被害を最小限にとどめるため、次のことについて「自助の理念に基づく責務」と定め、それぞれがこれを果たすとともに相互に連携し、協働して災害対策に取り組みます。

- 災害に関する教訓を後世へ伝え、家庭（事業所）内で災害時の行動について話し合う。
- 自らが所有する建築物の耐震性強化、家具等の転倒防止など、安全策を講じる。
- 最寄りの避難所および避難経路を確認しておき、災害時の自主避難や情報収集、避難勧告や避難指示に関して、速やかな対応をとる。
- 災害への備えとして事前に危険要因を把握し、危険要因排除等の対策や災害時の初期活動のための準備を行う。
- 市内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、来所者および従業員の安全を確保するとともに、事業の継続に努める。



### きょうじょ 共助 … 「地域において互いに助け合う」

市民、自主防災組織、事業者などの皆さんは、次のことについて「共助の理念に基づく責務」と定め、それぞれがこれを果たすとともに相互に連携し、協働して災害対策に取り組みます。

- 居住(所在)する地域を守るため、積極的に自主防災組織の結成に取り組み、自主防災組織、事業者、市、関係機関等が行う災害対策、学習会、防災訓練などへ積極的に参加する。
- 各地域において、自主防災組織を中心に、防災に関する普及啓発、地域における安全点検、その他の災害予防対策、および災害時の避難誘導、初期消火、救出救護などを行う。
- 市、関係機関等の連携のもと、平常時から地域内の災害時要援護者等と密な連絡を図り、災害時の速やかな避難体制を構築する。

### こうじょ 公助 … 「市・関係機関等が市民を守る」



市や関係機関は、次のことについて「公助の理念に基づく責務」と定め、これを果たすとともに市民、自主防災組織、事業者などと連携し、協働して災害対策に取り組みます。

- それぞれ基本理念の適切な運用について検証し、その促進が図られるよう笠岡市地域防災計画に検討を加え、施策の実効性を確保する。
- 自主防災組織の結成や育成の支援、防災に関する知識の普及啓発と情報提供を通じ、市民の防災意識向上を図る。
- 災害時要援護者に関する情報を把握し、自主防災組織とともに支援体制を整備するなど、関係機関等との連携によって、災害に強いまちを築くよう努める。
- 災害の発生が予測されるとき、または災害が発生したときは、避難誘導や避難所の開設を行うほか、迅速な情報伝達や広報ができるよう、緊急情報等を伝達する体制を整備する。